

後期高齢者医療（長寿医療）制度のお知らせ

【後期高齢者医療の平成 20 年度の保険料が決定しました】

平成 20 年度の正式な保険料額が決定しましたので、7 月上旬に保険料額決定通知書等をお送りします。

なお、これまで加入されていた保険の種類などによって、保険料のお支払いの方法やその時期が違いますのでご注意ください。

【保険料の納付方法】

【A】 年金からの差し引き
(特別徴収)
○年金が年額 18 万円以上の方

【B】 納付書や口座振替で市町村に納付
(普通徴収)
○年金が年額 18 万円未満の方
○介護保険料とあわせて保険料額が、年金額の 2 分の 1 を超える方

【被保険者別の保険料の納付時期】

①平成 20 年 4 月から納付が始まる方

○ 平成 19 年 9 月末で、国民健康保険に加入されていた方

※ 【A】の方は平成 20 年 4 月から特別徴収が始まりました。

※ 【B】の方は平成 20 年 7 月から普通徴収になります。

②平成 20 年 7 月から納付が始まる方

○ 社会保険等の被保険者本人や、平成 19 年 10 月以降に 75 歳になられ、国民健康保険に加入されていた方

※ 【A】の方は平成 20 年 7 月から 9 月まで普通徴収、10 月から特別徴収になります。

※ 【B】の方は平成 20 年 7 月から普通徴収になります。

③平成 20 年 10 月から納付が始まる方

○ 社会保険等の被扶養者だった方

※ 【A】の方は平成 20 年 10 月から特別徴収になります。
(平成 20 年 4 月から 9 月までは保険料の負担はありません。)

※ 【B】の方は平成 20 年 10 月から普通徴収になります。
(平成 20 年 4 月から 9 月までは保険料の負担はありません。)



【後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きは忘れずに!!】

住民税が非課税世帯の方は、入院の際、病院の窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することにより、医療費や食事代の自己負担額が減額されます。

既に限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、更新が必要な方には、7 月中に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、ご記入のうえ、8 月中に役場保険課へ提出してください。

また、入院中（予定）の方でまだ限度額適用・標準負担減額認定証をお持ちでない方は、ご相談ください。

【申請に必要なもの】

- 限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書
- 後期高齢者医療被保険者証
- オレンジ色の「限度額適用・標準負担額減額認定証」（既にお持ちの方のみ）
- 印かん

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123